

特許制度改革の流れ(累積)①

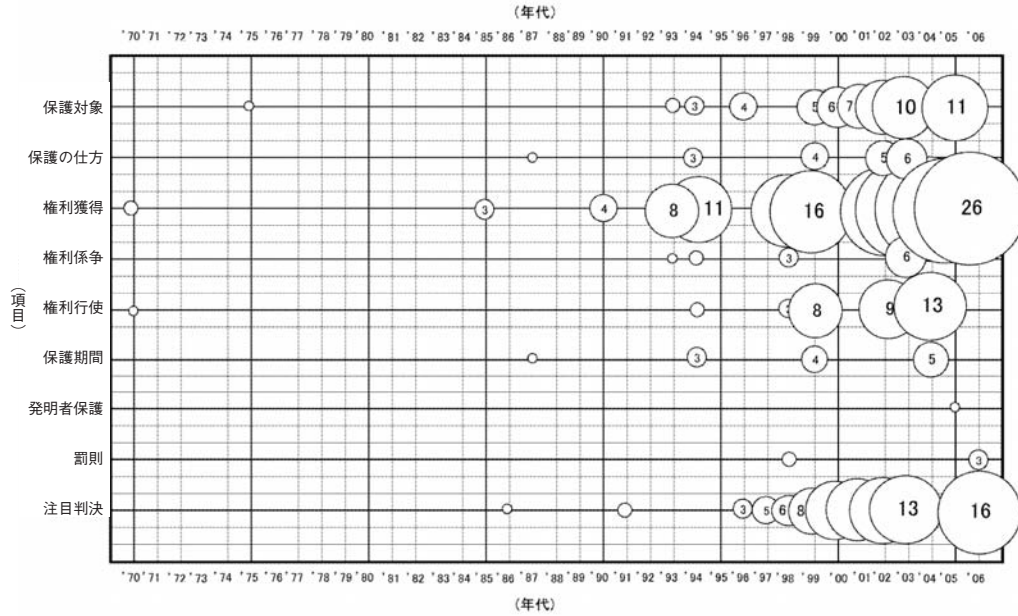


図2 知財改革の履歴2(累積)

- ⑫「支援」(中小企業・ベンチャーの支援に関する事項)【活用】
- ⑬「人材育成」(知財人材・その育成に関する事項)【人材】
- ⑭「審査」(出願審査システムに関する事項)【保護】
- ⑮「水際」(水際・模倣品対策に関する事項)【保護】
- ⑯「大学」(大学の知財活動に関する事項)【創造】

これらの項目別に改革等を暦年順に整理し別添(P.99, 100)のように年表を作成した。この年表に基づき、各項目について各年別の改革等の数を表示した図1と改革等の数を暦年別に累積的に表現した図2を作成した²⁾。

これらの図から分かるように、特許制度改革の分野では発明の権利化(権利獲得)に関する事項は、日米経済包括協定の流れやWIPO及びWTOの動きに応じて1997年以前からも数多くの改革が進んでいた。しかし、その他の事項については多くのものがその後の10年間に急激に改革・改善してきたことが分かる。特に「権利行使」、「権利係争」、「保護対象」についての改革は1990年代の後半から大きく進展してきたことが分かる³⁾。

この特許制度の改革を1997年、2003年、2006年で比較すると図3のようになる。

これをみると2003年と2006年とでは全体的な改革の方向に大きな変化(図の形状がほぼ相似形)が見当たらず、2003年の段階で特許制度改革の方向性は固

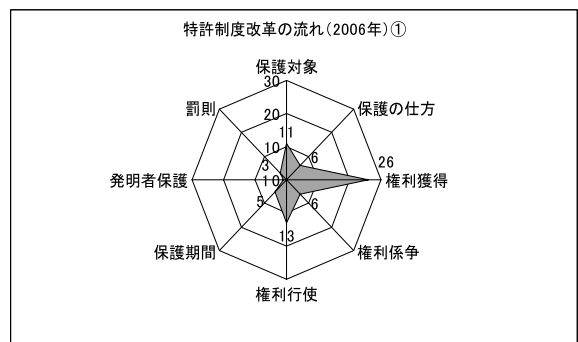
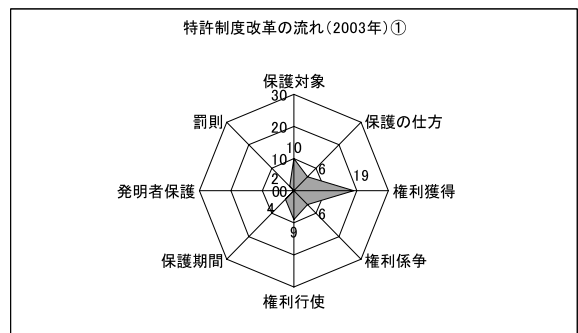
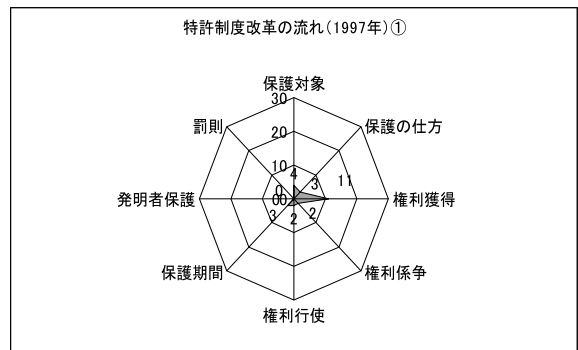


図3 特許制度の進捗状況

かる。これは知的財産戦略大綱やこれに続く知財推進計画 2003 により知財制度全般についての見直しがなされ、法整備のみならず制度環境を改善することが明確にされたことによる。

図 6 から分かるように特許制度を支える「裁判制度」「流通」「支援」「人材」などのインフラ整備が 2000 年以降、特に知財推進計画 2003 以降急激に進んだことが分かる。このように漸く特許制度のみならず制度環境も知的財産推進計画 2006 の段階で整ってきたといえる。

これを知的創造サイクルの発明の創造・保護・活用・知財人材育成・総合⁽⁴⁾の 5 分野別に改革項目を 1985 年 - 2007 年について累積的に図示すと図 7 のようになる。

この図から分かるように「発明の保護」分野の改革が他の分野の改革を圧倒している。

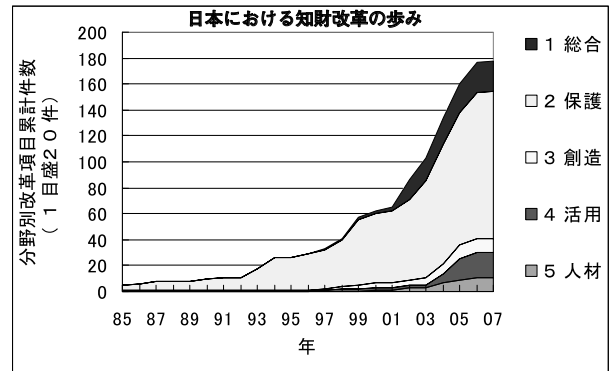


図 7 知財創造サイクルの「創造」「保護」「活用」「人材育成」「総合」の累積

第 2 節 「発明の保護」についての制度改革

2-1 発明の保護

知的創造サイクルの「発明の保護」に関する制度改革・制度環境及び運用改善が 1970 年以降に多く行なわれてきている。1997 年以降は、日米経済包括協議や WTO などの外的要因というよりは積極的に知財を用いて日本の産業競争力を回復・強化するプロパテント政策により多くの改革が進んできた。

「発明の保護」強化について次の項目ごとにその内容を整理すると図 8 のようになる。

- ① 「保護対象」(特許の対象に関する事項)
- ② 「保護の仕方」(権利請求や権利解釈に関する事項)
- ③ 「権利取得」(出願手続に関する事項)
 - ③-1 出願形式
 - ③-2 特許要件
 - ③-3 出願手続
 - ③-4 審査手続
 - ③-5 手数料等
- ④ 「権利係争」(権利の成立の係争に関する事項)
- ⑤ 「権利行使」(権利侵害に関する事項)
- ⑥ 「保護期間」(権利の保護期間に関する事項)
- ⑦ 「発明者保護」(職務発明に関する事項)
- ⑧ 「罰則」

これを「権利保護」の観点から整理すると図 9 のようになる。保護対象を拡大し保護の仕方を改善し、権利付与に関する事項の改正が行なわれた。

2-2 「発明の保護」制度構造

「発明の保護」に関する基本的な制度構造としては「特許制度」と「実用新案登録制度」の 2 つの制度からなる。

大正 10 年以來、発明を「特許制度」により、又、小発明を考案として「実用新案登録制度」で保護して

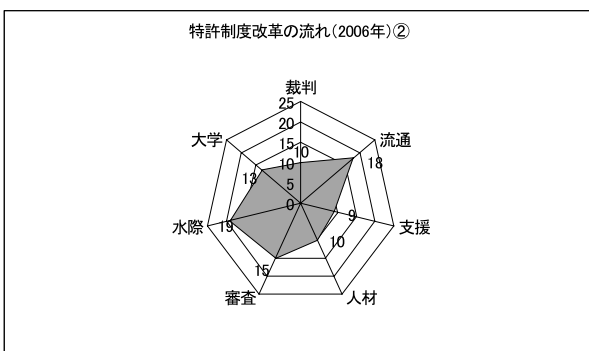
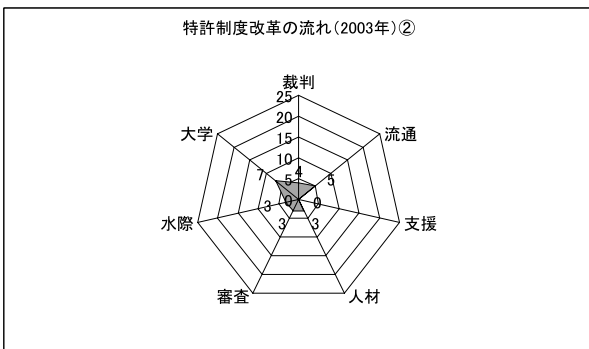
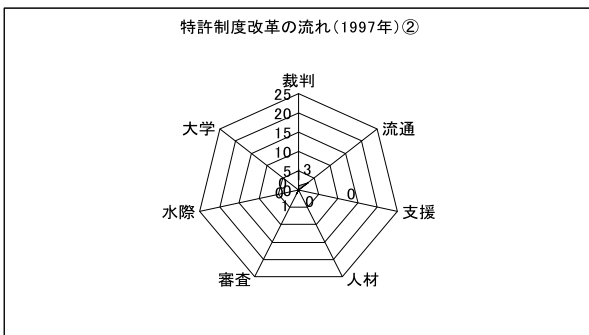


図 6 知財インフラの改革進捗状況

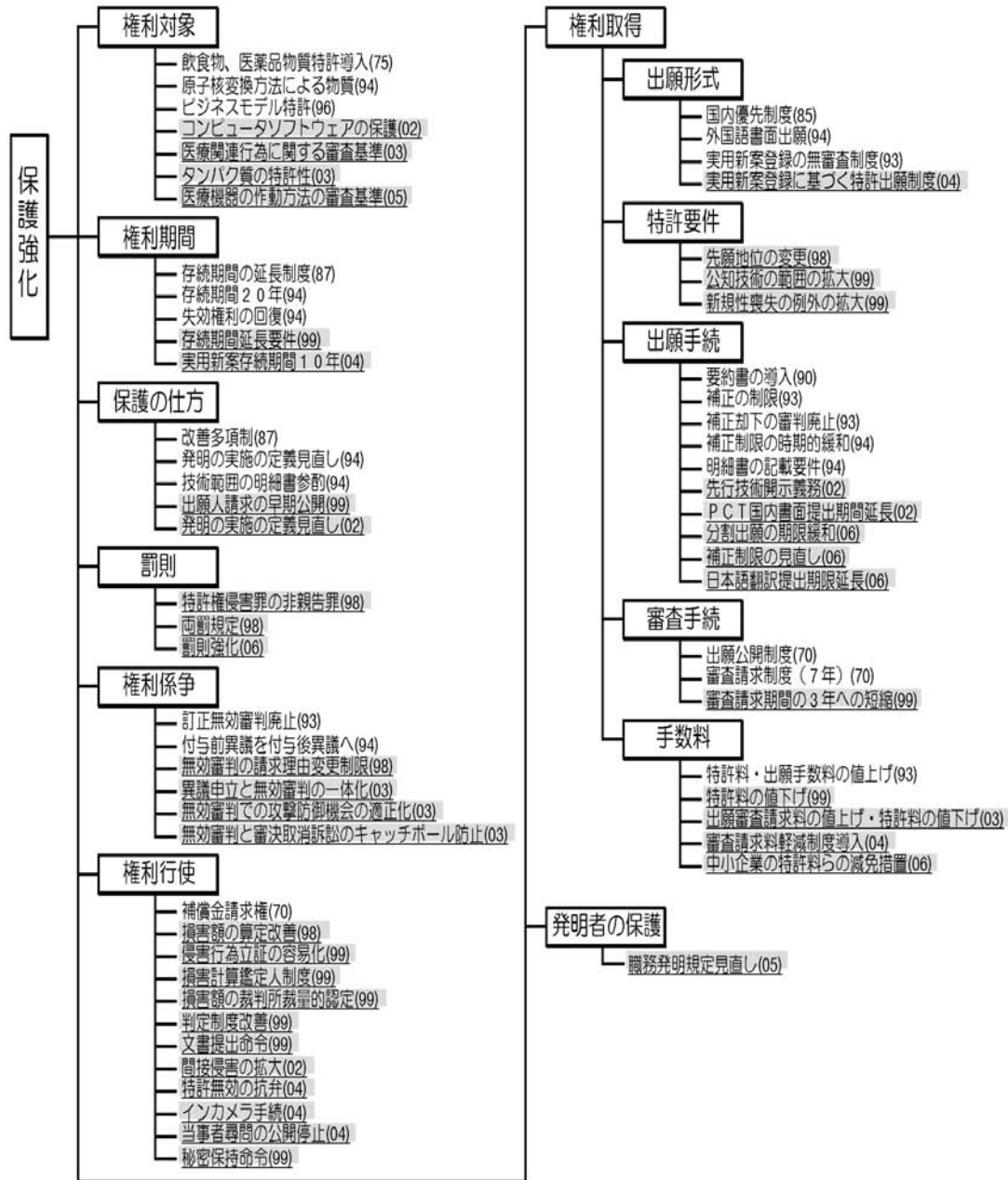


図8 発明の保護に関する改革⁽⁵⁾

きた。1993年の実用新案法の改正で、無審査登録制度を導入するまで、両制度は同じ出願審査登録制度を採用し、保護対象が「物品の構造」に限られ、登録要件としての「進歩性」が異なり、その保護期間が特許より短い点のみ実用新案制度は特許制度と相違するものであった。

1990年代には特許出願・実用新案出願件数の増大に伴い、審査負担が大きくなって審査遅延が激しくなった。小発明である実用新案はライフサイクルが短いため、審査遅延により実用新案が権利化されたときには既に製品が市場にはないというような状況が生じる。このため実用新案の早期保護を制度的に担保する改革を行い、実用新案制度の無審査登録制度（1993）

が導入された。その後、この制度改正により、無審査登録による権利の不安定さが懸念されて実用新案出願が激減し⁽⁶⁾、その分、特許出願件数が増大する構造を生み出した。このような構造で特許制度を中心とした「発明の保護」の制度構築が進んできた。しかし、その後の特許出願件数の更なる増大は新たな審査遅延を生じさせ「早い保護」を目指す観点から「審査迅速化」が大きな政治課題となり、「審査迅速化法」を成立させて審査処理の促進を進めてきている。この一環として、無審査の実用新案制度の利用を促進し、特許出願の流れの一部を実用新案制度で吸収するべく、実用新案制度の利用価値をあげる実用新案制度の見直しが行われた（2004）。それまでの実用新案制度を改革して登録



図9 権利保護の改革

後の実用新案であっても特許出願に変更することができ特許として保護を求めることができるようにし、さらに短かった実用新案登録の保護期間を10年に拡張した⁽⁷⁾。これにより新実用新案制度が活用されるかは今後の両制度のあり方に影響を与えることになる⁽⁸⁾。

2-3 権利保護の構造

「権利保護」の観点から見ると、「特許権の内容」に関するものと「特許権の付与」に関するものとに分類できる。「特許権の内容」に関するものとして「特許の対象」と「保護の仕方」に分けられる。

「特許の対象」としては「不特許事由」の制限解除(1975, 1994)による対象の拡大と審査基準の改訂による運用による保護対象の拡大が行われている。後述するように、特許法では「公序良俗違反」「公衆衛生を害するおそれ」がある発明のみが制限されている(特許法第32条)だけで、それ以外の発明を排除しないこととなった。他方、特許法の定義する「発明」⁽⁹⁾に該当するか、「産業上利用性」⁽¹⁰⁾があるか否かの観点から保護対象になるかが実際上の制限となっており、コンピュータプログラム(1993, 96, 00, 02),

医療行為関連特許(2003, 05), 遺伝子特許(2003)などが審査基準によって認められ拡大されてきた⁽¹¹⁾。

「保護の仕方」としては「出願公開」(1970)を通じて出願中の発明の保護(補償金請求権: 第69条)の可能性を与え、「審査請求」(第48条の2)(1970)により出願後に審査の有無を選択させる自由を与え、「改善多項制」(第36条第5項)(1987)により権利請求の形式の多様性を与え、権利解釈についての指針(技術的範囲の明細書参酌: 第70条)(1994)を明確にし、権利の及ぶ態様を明確にするために「発明の実施」(第2条)(1994, 2002)の定義を見直し、さらに、早期の保護を図るために「早期公開請求」(第64条の2)(1999)を認めてきた。

「権利付与」の面では、「特許要件」, 「出願手続」, 「料金」, 「存続期間」, 「インフラ整備(権利付与のための仕組み)」の改革・改善が行なわれた。

「特許要件」に関しては「先願の地位」(第39条)(1998)「新規性」(第29条第1項3号)(1999)に関する改正が電子媒体やインターネットの情報化による影響を受けて行われたが、実質的に大きな変更はない。

「新規性喪失の例外」(第30条)適用もこれまで例外として厳格に制限してきたが、実情に合うように変更された分(1999),出願人に有利になった。

「出願手続」は「国内優先出願」(第41条)(1985)外国語書面出願(第36条の2)(1994)など出願人の出願の仕方に多様性を与え、さらに特許請求の範囲の記載要件を緩和する(1994)一方、「先行技術文献開示義務」(第36条第4項)(2002)を強化し、「補正の制限」(第17条)(1993,1994,2006)を厳格にすることで曖昧な権利主張を排除するようにした。また、出願分割要件の緩和(2006)など、出願人の権利化の手続が多様化すると同時に厳密になり、制度利用者の制度利用能力がその結果を大きく左右するようになった。

「料金」については個人や小企業の「特許料の減免猶予」(第109条)「出願費用軽減」の道を開き⁽¹²⁾、特許料を値下げする一方「出願審査請求料」を大幅に値上げ(2003)して実質的な審査請求件数の抑制手段として用いられている。同時に個人や零細企業救済のために審査請求料の軽減制度を導入して制度調和を図っている(2004)。

「存続期間」については薬事法上から実施が制限される医薬特許について存続期間の延長制度(第67条の2)が米国と同様に認められるようになり(1987),TRIPS協定により特許の出願日から20年に国際的に統一された(1994)。そして存続期間の延長出願については業界の実情に合わせて要件緩和(1999)も行なわれている。実用新案については実用新案登録の保護期間を10年に拡張した(2004)ことは先に触れた。

「インフラ整備」は出願人の制度利用を円滑にするため、「特許情報の電子化」として、電子出願の受理開始(1990),オンライン出願(1998),電子図書館(IPDL)(1999)を通じて、出願処理の迅速化,特許情報の活用促進を進める一方,審査処理の迅速化のために「任期付審査官」(2004)など審査官の増員,「民間登録調査機関の活用」(2004)などを採用してきているが,審査請求期間を7年から3年に短縮した(1999)ことで審査待ち件数の増大が生じ,図10・図11に見られるように,審査官の増員にもかかわらず審査処理期間の短縮は未だ実現できない状況にある⁽¹³⁾。

2-4 発明の「広い保護」

「発明の保護」の「広い保護」分野の改革は図12のように整理できる。医薬特許の「保護期間」を実質的に担保するため存続期間の延長を認め、さらに延期

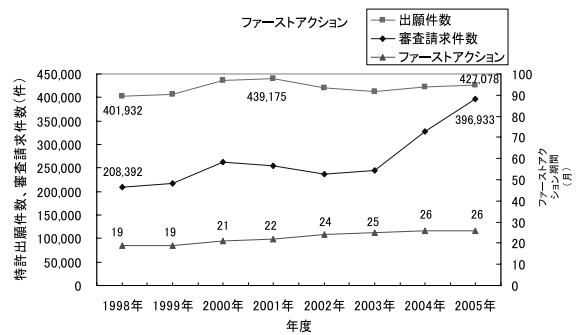


図10 出願件数・審査請求件数・審査期間(出典 特許行政年次報告書から作成)

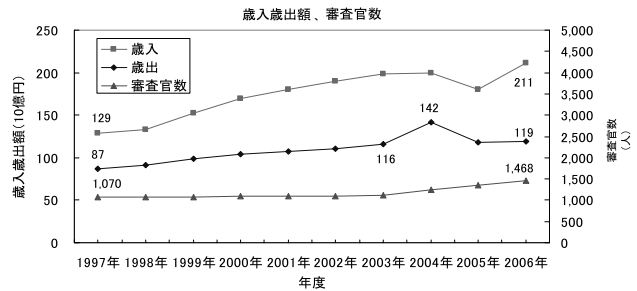


図11 特許特別会計歳入・歳出と審査官数(出典 特許行政年次報告書から作成)

の条件緩和を行い業界の実情に合わせるようにしたことには先に触れた。「権利対象」については不特許事由による制限を「公序良俗違反」「公衆衛生を害するおそれ」のある発明以外の制限を廃止(1975)(1994)し,「コンピュータソフトウェア」や「医療行為関連発明」を審査基準の改訂により保護を拡大してきたこと,また,「特許請求の範囲の記載要件」を緩和(1994)し,「権利解釈」を明確にする(1994)と共に出願中であっても保護されるような仕組み(補償金請求権)を整えてきたことは既に触れた。

審査基準の改訂による特許対象の拡大は実質的な拡大を法改正の手続を経ずして行なわれ,特許行政の政策的運用に依存している。その点で審査基準の改訂が法改正に匹敵する重みを持つ。これまで多くは米国などの外国での保護対象の拡大に追随して審査基準の改訂が行われてきている⁽¹⁴⁾。

- 1975 飲食物・医薬品・化学物質の特許許容
- 1975 コンピュータプログラムに関する発明の審査基準(その1)
- 1993 コンピュータソフトウェアの審査基準改訂
- 1994 原子核変換方法による物質の特許許容
- 1996 コンピュータソフトウェアの審査運用指針
- 1999 「ビジネス関連発明に関する審査における取扱いについて」を公表

- 2000 コンピュータソフトウェア関連発明の審査基準改訂
- 2002 コンピュータプログラムの保護
- 2003 タンパク質の立体構造に関する発明の特許性(事例集)
- 2003 「人間を手術・治療又は診断する方法」の審査基準
- 2005 「医薬発明」「医療機器の作動方法」に関する審査基準⁽¹⁵⁾

さらにこれを実現するシステムとして改革を整理すると図13のようになる⁽¹⁶⁾。

「広い保護」も「法改正」と「行政の運用」と「裁判判決」とにより実現される。「法改正」と「行政」については既に述べた。「広い保護」では、均等論を

認めた「ボール・スプライン事件」(1998)⁽¹⁷⁾、特許無効の権利行使は濫用に当たるとした「キルビー事件」(2000)⁽¹⁸⁾、後発医薬品のための試験研究は「特許が及ぶ」とした「膵臓疾患治療薬事件」⁽¹⁹⁾の最高裁判決は大きく特許の保護のあり方に影響を与えた。

「ボール・スプライン事件」判決は均等論についての判例となり、解釈上、権利の及ぶ範囲を明確にした点で、「キルビー事件」判決はその後、権利侵害と権利の有効性とを一体に争える訴訟構造を作りだした点で、「膵臓疾患治療薬事件」判決は特許権の効力の及ばない試験・研究の範囲を明確にしたことによって試験・研究のあり方を変えた点で、「発明の保護」の広さに影響を与えたといえる。このように「広い保護」の反射効として第三者の活動を制限することが広が

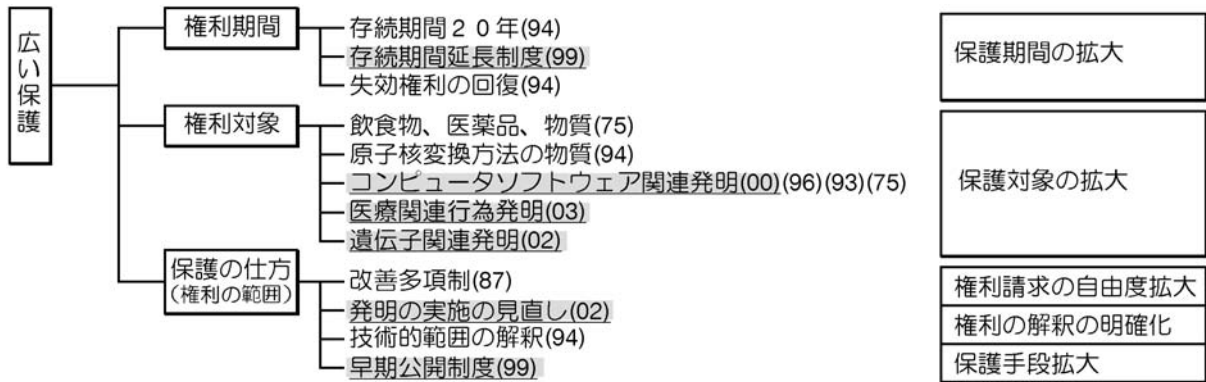


図12 「広い発明の保護」の改革



図13 「広い保護」のシステム改革

る。創業のために使用するリサーチツール特許が試験研究のために使用できない問題が生じその妥当な解決が求められている⁽²⁰⁾。

2-5 「早い保護」

「早い保護」の観点からみると図14のようになる。「早い保護」の実現のためには「保護の仕方」「権利付与」「権利係争」「制度環境（インフラ）」が関連しこれらの改革がなされた。

「早い保護」のためには「早期の権利化」「早期の権利係争の解決」が必要であり、また、これを実現可能とする「制度環境整備」が必要であり、これらの改革・改善が行なわれた。積極的に「任期付審査官」(2004)⁽²¹⁾による審査官の増員を通じた審査官処理能力向上、民間の先行技術調査機関の拡大(2004)⁽²²⁾による機能アップ、さらに先行技術調査報告提示による審査請求料の減額(2005)、出願取り下げ・放棄時の審査請求料の全額返還(2006)などの方策での審査処理負担の軽減を図ろうとしている。

「早期の権利化」は「発明の保護」の迅速な実現に最も重要な要素であるが、他方、きめ細かい保護や広い保護のために制度が精密になるにつれ手続の簡素化

が難しく、出願審査処理の迅速化に向けた改革のみでは実現できなくなっている。これを解決するためには、日本の大量出願構造を改善することなしには実現できないとして、出願人への出願の厳選化を求めて行政指導が行なわれてきたが、企業側は企業競争の激化に伴い、出願厳選化が難しく、出願件数の絞込みは進まないのが現状である。しかし、ここ数年、出願総数の横ばいの現状は、それでも出願の厳選は少しずつではあるが浸透しつつあると見ることもできる。また、実質的な出願審査負担解消策として審査請求料の大幅値上げを通じて審査請求件数の増加を抑え、また、早期審査制度を活用し、早期の権利化を可能とする道を開いて緊急避難的に個別案件の早期審査処理を行なっている。「早い保護」の実現の見込みがないと、「保護しない」ことにつながり、出願人の出願意欲を喪失させかねず、制度の存在価値を否定することとなる。このため、大きな政策課題として「出願審査迅速化法」(2005)⁽²³⁾を成立させて政府として取り組むことにしている⁽²⁴⁾。

また、「早い保護」の実現のため、「権利係争」の迅速な処理が重要な要素となる。これを目指して「司法

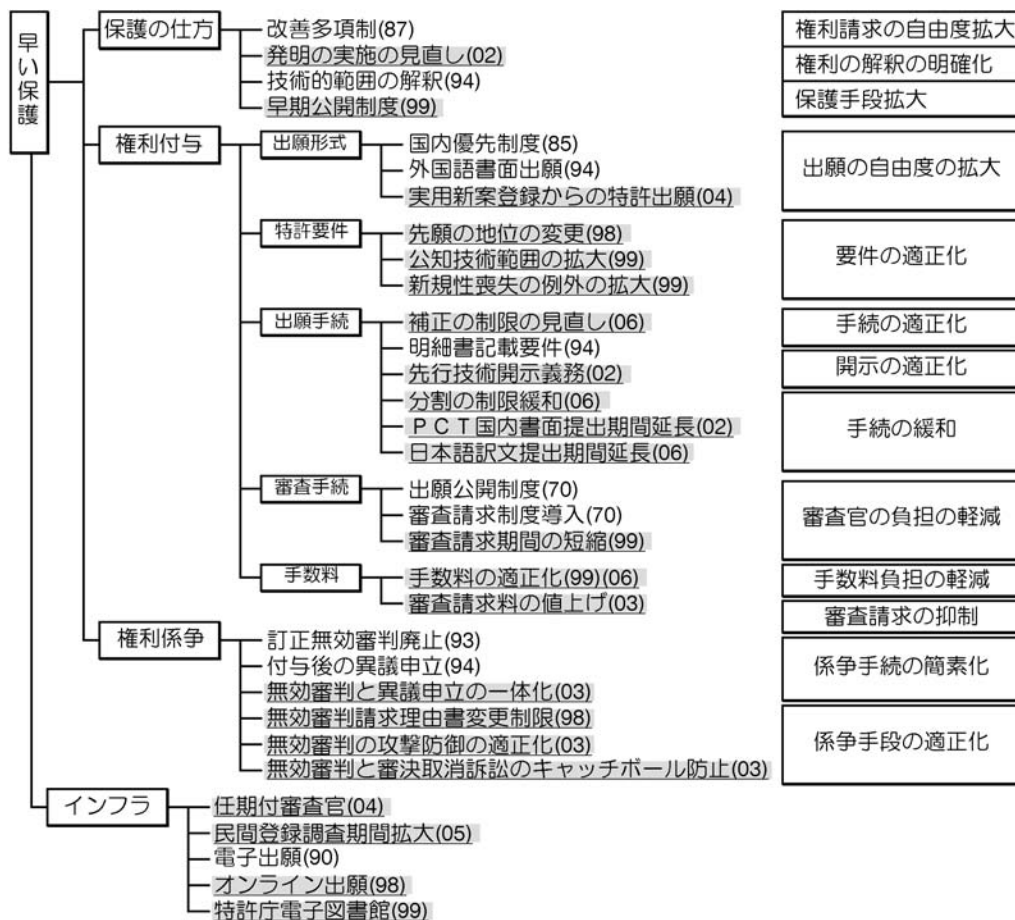


図14 「早い発明の保護」の改革

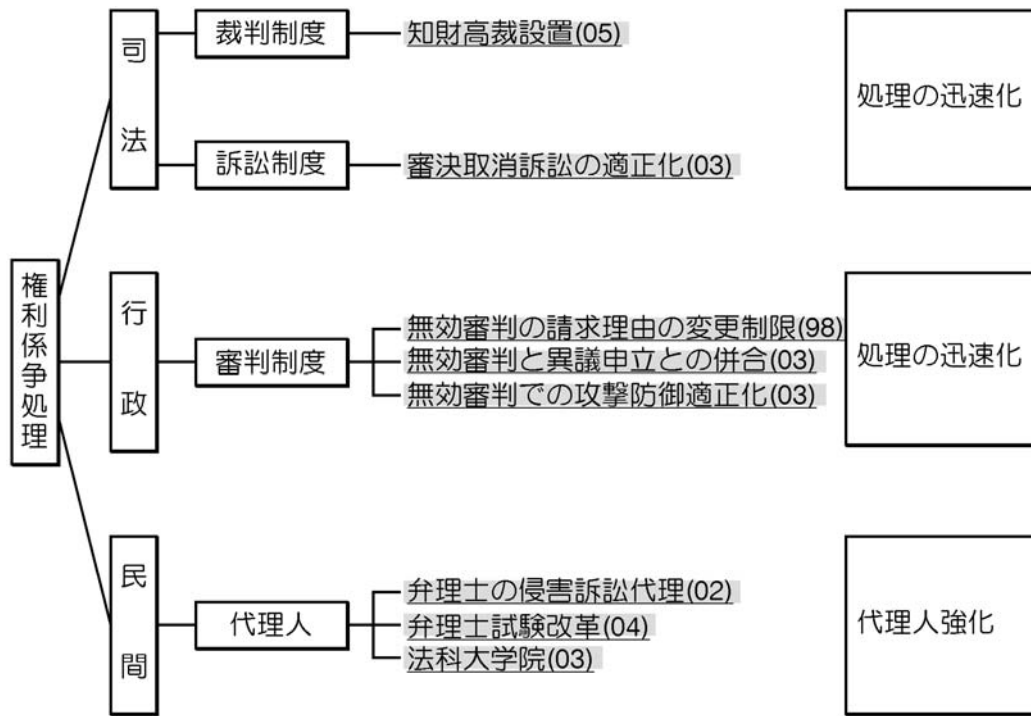


図15 「権利係争」処理の迅速化のシステム改革

「行政」「制度整備」が行われた。これを整理すると図15のようになる。これにより無効審判と審決取消訴訟の一回的解決へのシステム整備が進んだ。権利の成立性に関する争いは従前には権利成立の過程での争い(異議申立)と権利成立確定後の争い(無効審判)とに分離されていたが、これを無効審判制度に一本化(2003)し、さらに、無効審判と審決取消訴訟との間のやり取りを整理して両者間での事件の往復を解消(2003)し、無効審判自体の争いも迅速に処理されるような整備(2003)が行なわれた。

特許の保護の重要性が増すにつれ日本のみではなく先進諸国での出願件数が急激に増加しており、特に日米欧での審査処理の遅延が大きな問題となっている。特に特許出願件数が世界一で日本からの欧米への出願増が欧米の審査負担を大きくしている。このため、日米欧での審査協力が大きな課題とされている。その中で日本語の日本の出願公報が欧米の審査に活用しにくい環境を改善するため日本は翻訳システム開発を行ないドシエ・アクセス・システム(日米欧出願参照システム)(2004)を構築している。日米の審査協力として日本は2004年に日米特許審査ハイウェイ・システム⁽²⁵⁾を提案し2006年から採用された。これはさらに日韓・日英の2カ国間で試行が開始された(2007)⁽²⁶⁾。

このような取り組みと同時に世界特許の統一を目指して実体特許法条約(SPLT)の制定に向けた努力がなされ、先願主義への統一を含む骨子案の作成につい

て合意がなされている(2006)。世界特許の確立の過程として経団連は特許の相互承認に向けて努力すべきであるとして日米欧の3極会合を通じて政府に働きかけ、少なくとも日米においてEPAの枠内でも特許の相互承認が認められるようにすべきであると主張している⁽²⁷⁾。

「早い保護」には審査の迅速化が求められ、そのために制度が簡素化され審査官による判断のみになると、審査段階で把握される先行技術に限界が生じ、その結果、特許後に新たな先行技術が発見されて特許無効となる危険が増大する。後述する「強い保護」により特許権の排他的な効力が強くなればなるほど、後日に特許が無効となると特許が有効として形成されている権利関係が即座に失われることとなり、社会的な影響が大きい事態を招くことになる。審査の迅速化の不安定さを補う新たな仕組みが必要となっている⁽²⁸⁾。

2-6 発明の「強い保護」

「強い保護」のため「権利係争」「権利行使」「罰則」の改革が進む。これを整理すると図16のようになる。「権利の有効性」と「侵害成否」の一体的判断の実現で知財訴訟構造が簡素化された。

「強い保護」のために直接影響が大きいのは「権利行使」にあるが、これと表裏である「権利係争」についても改革・改善が図れない限り「強い保護」の実現は難しい。従前、「権利侵害」訴訟では、「権利の有効性」は無効審判で別途争う形で分離されていたが、

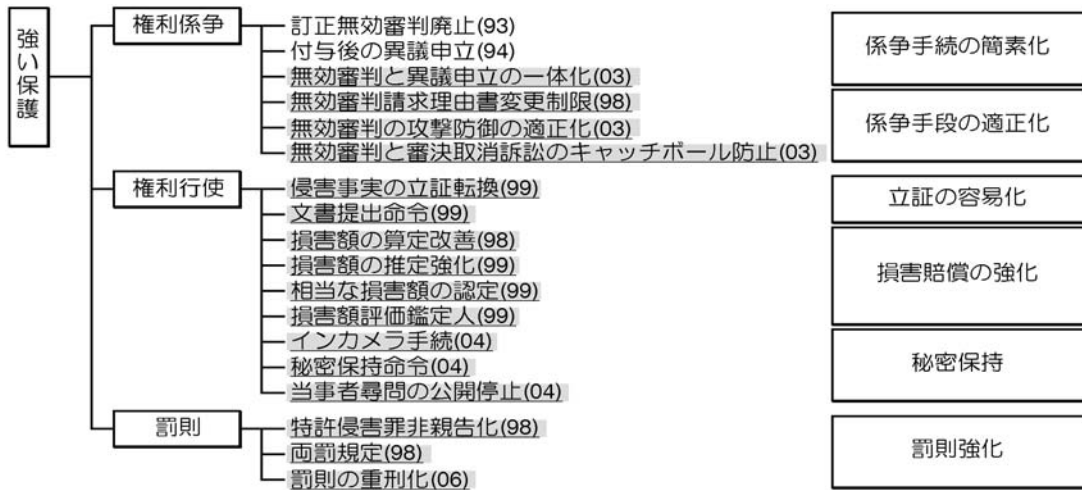


図 16 「強い発明の保護」のための改革

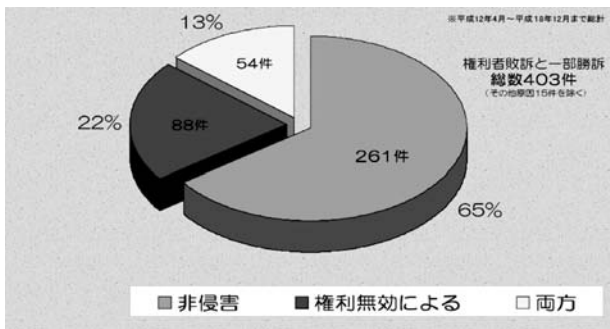


図 17 特許侵害訴訟での権利者敗訴理由（「審判の現状と課題」特許庁審判部 2007 年 5 月）

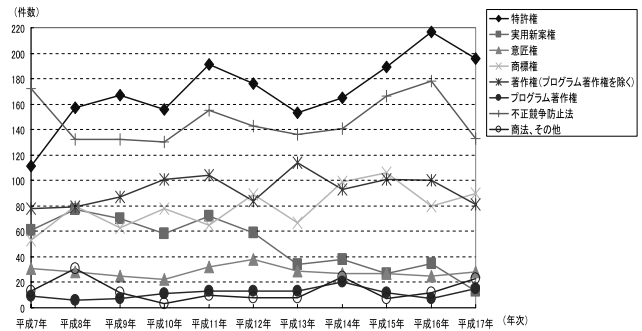


図 18 知的財産権訴訟事件（全国地裁）の種類別新受件数（出典 最高裁資料）

「キルビー事件最高裁判決」を受けて法改正を行い、侵害訴訟で権利の有効性が判断できるようになり、侵害訴訟の迅速化が図られた（2004）。これにより、侵害訴訟で無効の抗弁で争われることが多くなっている。このため、図 17 に示すように、権利無効で請求棄却される事件が 2 割以上となっており、侵害訴訟に大きな影響を与えている⁽²⁹⁾。

「強い保護」実現のためにはその判断の適正性や迅速性が求められ、このため侵害裁判所のより専門性の担保のため、特許侵害事件については「東京地裁、大阪地裁の特別管轄化」（1996）を経て「東京地裁、大阪地裁を専属管轄」（2003）とし、また、「専門員制度の創設」（2003）、「調査官制度の強化」（2004）が図られ⁽³⁰⁾、さらに「知財高裁」（2005）⁽³¹⁾ が創設された。これにより特許裁判の専門的な判断をサポートする制度的な担保が図られた。

「強い保護」の実現のため、「侵害事実・損害賠償の立証」を容易とするために実体法や訴訟法も大幅に見直され、又、運用も大きく改善を行なった。

図 18 に見られるように特許権侵害訴訟は微増であるが大きな変化はない（2005）。

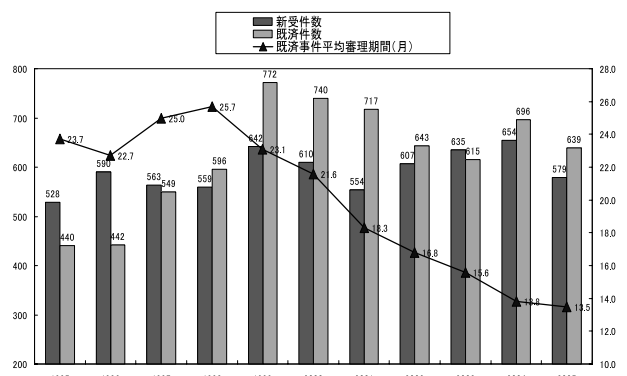


図 19 知財訴訟の既済事件平均審理期間（出典 最高裁資料から作成）

図 19 に見られるように 1998 年をピークとして知財権侵害訴訟の平均審理期間は急激に短縮されてきていることが分かる。

「損害賠償の強化」は侵害抑制効果が大きいためとして 2 度にわたり強化されたが、その過程で議論された懲罰的損害賠償については日本の不法行為の体系と相容れないとして見送られている⁽³²⁾。

1999 年の特許法改正までは特許侵害訴訟は侵害事実及び損害賠償額の立証は一般民事事件と同じに原告の立証責任のままであり、その立証が難しく実質的に

権利主張することが難しい、また、損害賠償額については救済的に最低限の損害賠償額として「通常の実施による対価」の支払いを補償する規定が設けられていたが、損害額が立証できない場合には、誠実に実施契約を申し込んだ場合と違法に侵害した場合でも同じ金額を支払えばよい、「やり得」の構造となっていた。

これを改革するために「侵害事実」「損害賠償額」の立証を容易とするために損害額の算定改善（1998）、侵害行為の立証の軽減（1999）損害額計算鑑定人（1999）文書提出命令（1999）損害額の立証の容易化（1999）インカメラ手続（2004）、秘密保持命令（2004）当事者尋問の公開禁止（2004）など多くの制度改革を行なった。これらの改革により侵害事実・損害額の立証が大幅に軽減されたといつてよい。

「強い保護」は不当な特許権侵害を抑制することも重要な観点であり、この点で特許権侵害の刑事罰の強化も進んでいる。かつて商標権侵害は公共性が高いとして非親告罪であったが、特許権の社会的な影響が大

きいことが見直され特許権侵害罪の非親告罪化が図られると共に侵害した法人と個人についても両罰規定が導入された。（1998）さらに、これまで特許権侵害罪の量刑も他の経済犯罪に比べて軽すぎるのとの観点から重罪化が図られた（2006）⁽³³⁾。

「権利行使の強化」のため「司法」「行政」「代理人」「法改正」の改革が行われた。「知財侵害訴訟の迅速化」と「知財侵害抑制」のためのシステム整備が進んだ。これを整理すると図 20 のようになる。

制度的には裁判制度以外に裁判外の紛争解決としてADRの活用が求められ、ADR基本法⁽³⁴⁾の成立で仲裁・調停による解決の道を広げた（2004）⁽³⁵⁾。また、模倣品の取り締まり強化のために従来商標侵害事件のような判断が容易なものに限定していたものを特許権侵害の水際取り締めりも可能にした⁽³⁶⁾。

特許権侵害訴訟の代理人制度もこれまで弁護士の特許権侵害訴訟の代理人制度もこれまで弁護士の専業としていたものを弁理士に対しても特定侵害訴訟について能力担保を前提に弁護士との共同訴訟代理人と

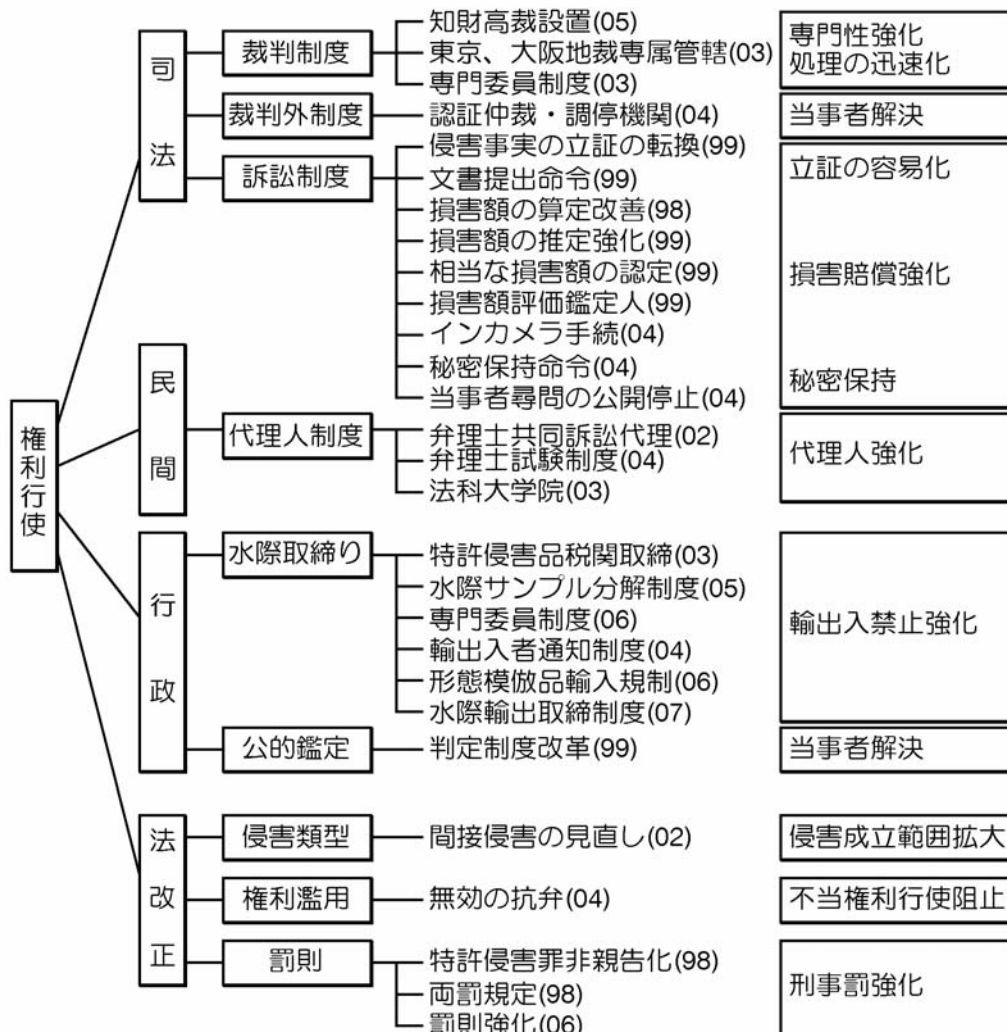


図 20 「権利行使の強化」のためのシステム改革

なれる道を拓き弁理士の能力を活用する体制が強化された(2003)⁽³⁷⁾。

特許権の侵害行為については「間接侵害」の規定を見直す改正が行なわれ意図的な侵害行為の帮助・教唆に当たる行為まで拡大された(2002)⁽³⁸⁾。

第3節 「創造」「活用」分野の改革

知財推進計画での「創造」「活用」分野における施策は「大学」「地域」「中小企業」「インフラ」の改革を進める。これを整理すると図21のようになる。「創造」「活用」はその適用される分野である「大学」「地域」「中小企業」ごとに施策が打ち出されその活動

の基盤である「インフラ」整備が進められてきている。

「創造」「活用」分野の促進のため「行政」「民間」「法改正」の改革を進める。これを整理すると図22のようになる。

3-1 大学等

知財推進計画の創造分野では「大学等」は発明の創造セクターであり地域の創造支援セクターとして期待されている。このため大学等での技術開発支援、開発された成果の知財による保護、さらに知財の民間への移転を促進するための環境整備が進められている。国立大学の独立法人化に伴い大学の研究成果を民間に移

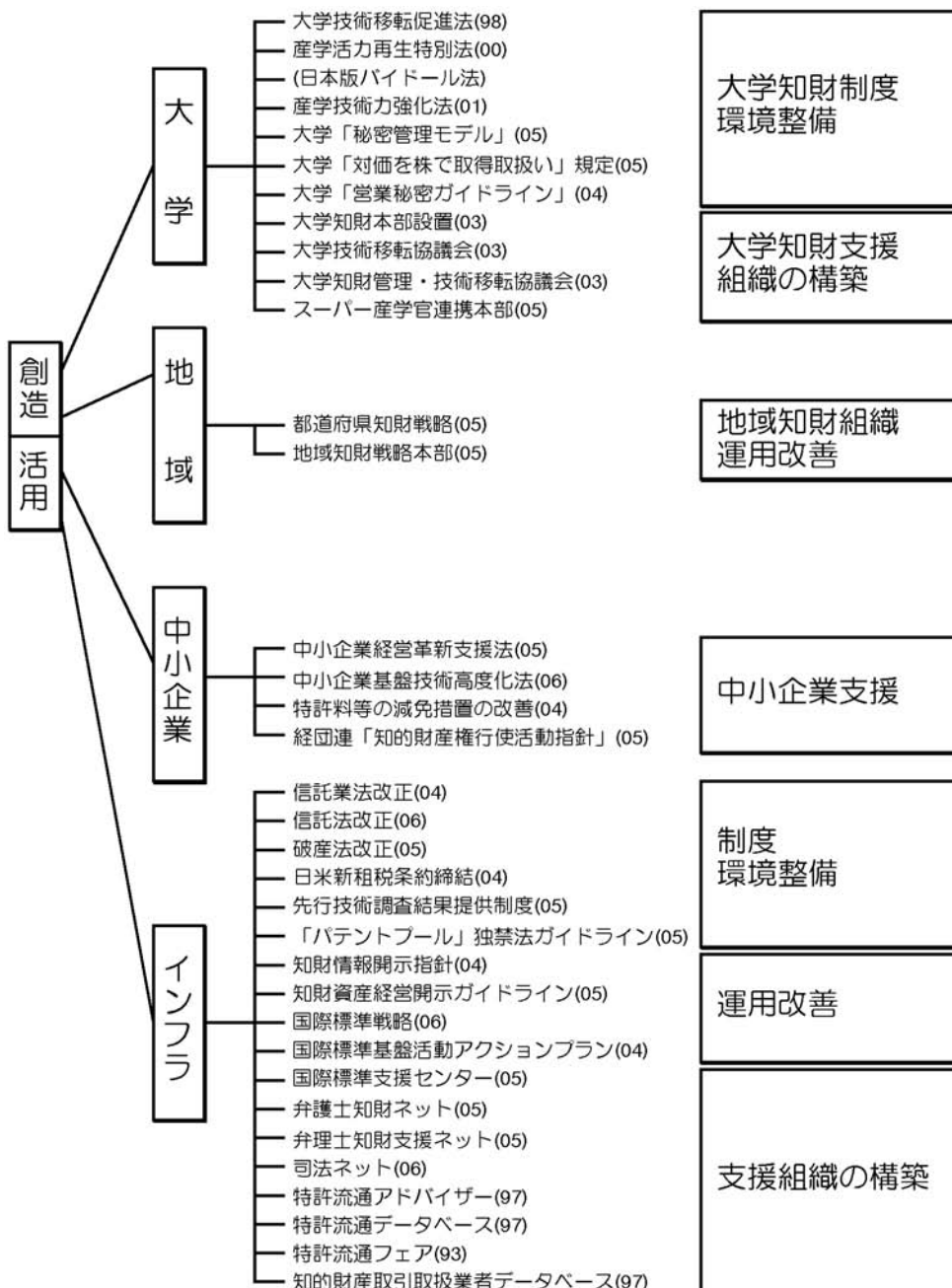


図21 「創造」「活用」分野の改革

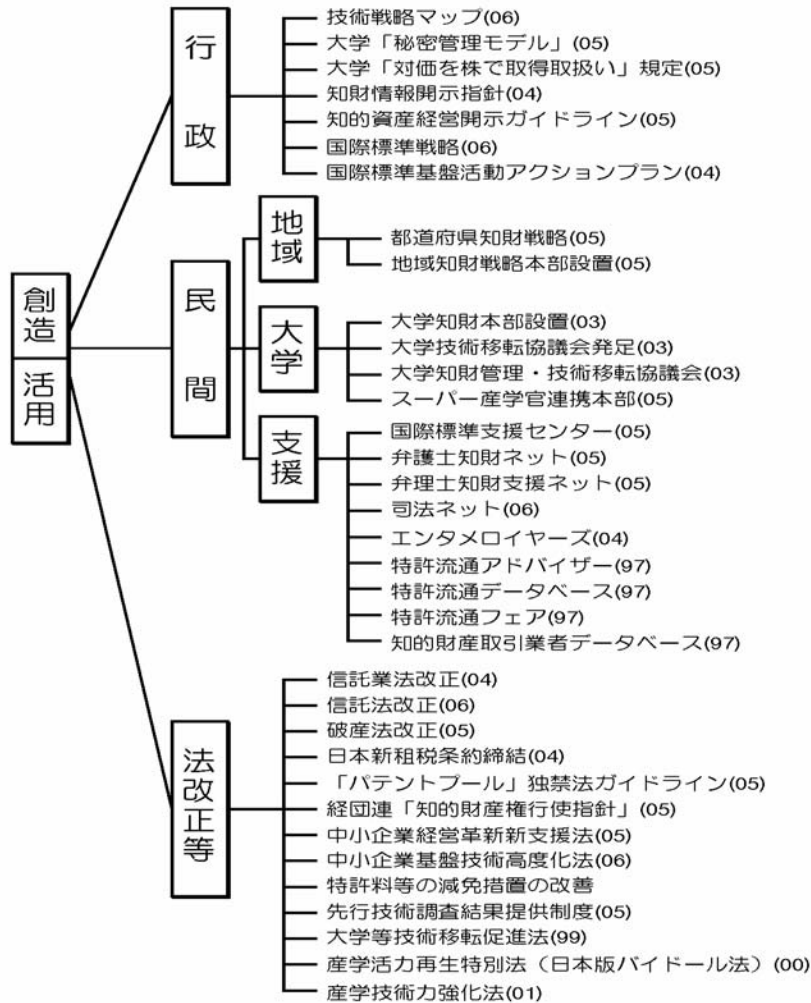


図 22 「創造」「活用」のための「行政」「民間」「法改正」

転して収益を上げることが求められている⁽³⁹⁾。同時に大学等は地域の技術開発の支援セクターとしての期待が高まっている。これに伴い産学官連携が求められるその環境整備が進んだ。これは国立大学等の知財を活用するために大学技術移転促進法（1998）や産学活力再生促進法（2000）（日本版バイ・ドール法）、産学技術力強化法（2001）で法整備を行い、大学内には大学知的財産本部、その支援機構としてのTLOを設置と整備⁽⁴⁰⁾、さらに有力な大学を集中的に支援するためにスーパー産学連携本部の設置（2005）などが行われてきた。その後、大学等での活動を促進するために多くの行動指針・ガイドライン⁽⁴¹⁾が策定された。

2006年度で3年間の資金的な支援期間が終了し支援が打ち切られる。しかし、大学等の体制は一部で成長した大学はあるものの多くの大学等は未だ知財を創出し活用してゆく人材と資金が不足しており、また、多くの大学等の研究機関の開発成果が社会に役立つには長期の開発が必要なものが多く、このままで自立を求めることはなかなか困難な状況にあり、これまでの

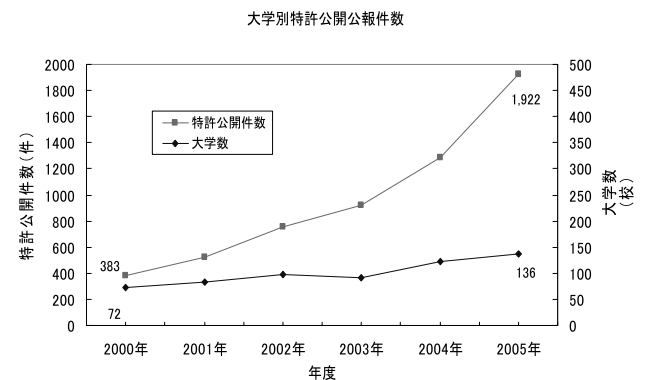


図 23 大学等の特許出願公開件数の推移（出典特許行政年次報告書から作成）

活動が沈滞化することが懸念される。

大学での特許出願件数も図 23 から分かるように急激に増加しているが日本全体の 40 万件に比べれば未だ極めて少ない数の状況にある。

創造分野について政府内では別途総合科学技術会議⁽⁴²⁾がわが国全体の科学技術政策の検討を行っており、知的財産戦略本部はこの総合科学技術会議の検討結果を踏まえて創造分野の政策を打ち出す構造となってい

る⁽⁴³⁾。その意味で知的財産戦略本部と総合科学技術会議とは科学技術を通じたわが国の国際競争力を強化するための政府機関の政策決定セクターの中心と位置づけられる⁽⁴⁴⁾。

3-2 地域

「地域」においては、各地方経済産業局単位で「地域知財戦略本部」(2005)を設け、地域内の各都道府県の知財活動・産学連携を支援している。これに呼応した形で各都道府県も検討を行い「知財活用戦略」⁽⁴⁵⁾などを発表している。また地域において多くの知財活動支援セクター⁽⁴⁶⁾が活動しているが、その連携が必ずしもよくないため、地域の中小企業の知財活動を支援する窓口として中小企業庁が「知財駆け込み寺」(2006)を商工会・商工会議所に設置した。日本弁理士会は全国の地域組織を支部化(2005)し、この支部(アクセスポイント)と各都道府県に設けた窓口を組織した知財支援ネット(2005)を通じて各都道府県の活動を支援すると共に、希望する地方自治体と「知財支援協定」(2003の島根県が最初)を締結して継続的支援を行なっている。日弁連も知財専門家の有志で知財ネット(2005)を組織し地域における知財紛争解決を支援する形を整えた。もう一方では法務省が主導で地域における司法サービスを向上させる目的で司法ネット(法テラス)(2006)を組織して各種法的専門家へのアクセスポイントを設置した。

3-3 中小企業・ベンチャー企業

中小企業対策としては開発成果を特許により保護することで競争力を増すように一定経済的条件下で出願手数料の減免措置(2004, 2006)⁽⁴⁷⁾を取っている。しかしながら、出願料等の減免措置を受けるために納税証明等の書類が必要で利用者にとって煩雑である。この点で米国が採用する一定規模の小規模企業及び個人に対して一律に手数料を軽減する制度⁽⁴⁸⁾に見劣りする。中小企業の知財活動を活性化するためその相談窓口の「知財駆け込み寺」については既に触れた。また、地域の知財活動支援は同時に中小企業の知財活動の支援組織となっている。

7000社へのアンケートに基づく「中小・ベンチャー企業における知的財産の活用方策に関する研究会」報告⁽⁴⁹⁾によれば中小企業等での「知財経営」を行なう上での阻害要因としては人材、資金などの資源の不足や情報の不足が指摘され、公的支援機関から多くの支援策が講じられているにもかかわらず周知されていないことを問題視している。そして、「知財の創造」

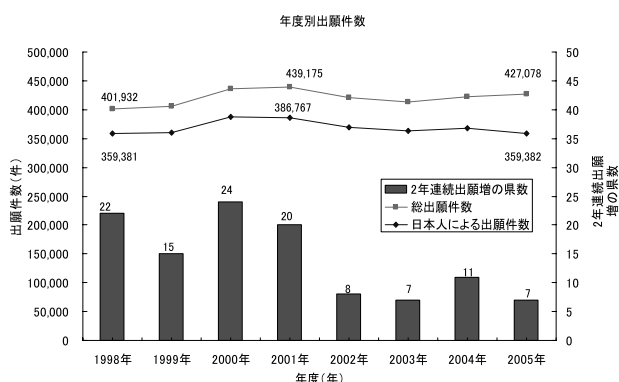


図24 全国出願件数と2年連続出願増の県数(出典 特許行政年次報告書より作成)

「知財の保護」「知財の活用」段階での企業自らの積極的な取り組みと公的支援の活用が期待されている。

図24に示すように全国の特許出願件数は大きく変化していないが2年連続出願件数が増加した都道府県の数をみると2001年以降減少している。これは地域での特許出願できる発明の数が継続的に増えている都道府県が増えていないことを示唆している。

3-4 知財流通・活用

特許大国のわが国において不実施の特許の活用が大きな課題で、その流通を促進するため特許流通促進事業(特許流通アドバイザー・特許流通データベース・特許流通フェア)や知的財産取引業者データベースを構築してきた。(1997)大企業が不実施特許を開放するなどの活動が行なわれてきたが必ずしも大きな流動化を促進していない。これは特許発明の実施には実施を可能とする技術力や製造基盤などが不可欠であり、このような環境が無い限り容易に不実施の特許発明が活用可能となることは少ないため不実施の特許権の流動は限界がある。

特許の実施許諾のライセンスも紛争を回避して自己実施を安全に行なうための手段として多く活用されるようになってきている。その際に権利者が倒産するなどして第三者へ移転したときにライセンスシーの立場を確保できなくおそれがあることに鑑み破産法の改正が行なわれ手当された(2004)⁽⁵⁰⁾。

中小企業やベンチャー企業で開発された技術を活用するため、又、大学や企業の開発成果を活用するために、その資金集め、複数企業にまたがる多数の特許権を活用するため信託業法の改正⁽⁵¹⁾が行なわれた(2004)。これは権利の管理主体と実施主体とを分離し管理の活用を多様化する方策として採用された。具体的には企業グループ内の知財の一元管理、中小企業・ベンチャー企業における管理業務の代行などに利用が

期待されている。

個々の企業では検討が難しい知財活用に関する種々の行動指針やガイドラインが行政主導で策定され企業支援のツール作りが行なわれている。知財の価値が企業の無形資産として評価されるようになり、これがステークホルダーにも見えるようにするため企業の知的財産情報の開示が必要との観点で「知的財産情報開示指針」(2004)が、また、企業の知的財産を含む無形資産の経営活用の状況を開示するための「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005)が策定された。知的財産の活用の重要性の認識が高まるについて特許権等の権利以外の知的資産の活用・管理が重視され、特に営業秘密などが不要に流出しないように「営業秘密管理指針」(2005)の改訂を行なった。

産業構造の変化により国際的な分業化が進み国内企業が海外に多くの子会社らを持つようになり、これらの中での知的財産のライセンスが行われるようになってきている。この場合に両国にまたがった租税問題が大きくなってきており、これを解決するため日米租税条約(2004)が批准・発効された。

第4節 模倣品対策

4-1 模倣品対策

わが国の技術や製品の模倣が近隣諸国で大量に行なわれ、生産された不法な模倣品がその国だけではなく世界中に流出し日本企業に多くの損害を与えているため、官民一体となった模倣品対策並びにこれを阻止する活動が行なわれている。しかしながら、中国などからの模倣品は、品質は劣るものの低価格であるが故に中進国や発展途上国では日本企業の真正品に対して競争力があり、日本企業や日本政府の努力にもかかわらずこれを阻止することは難しい状況にある。

このため、知財推進計画の中でも模倣品・海賊版対策の項目を設けて政府として取り組んでいる。多くの場合模倣品製造国では知的財産権制度が完備されておらず、運用も十分に行なわれていないなどの理由で民間の権利者の防止対策が十分に機能していない。

政府としては政府レベルではAPECなどの外交会議でこの問題を提起し閣僚宣言において、知的財産権の保護が盛り込まれた。その際、わが国が提案したIPRサービス・センターの設立、知的財産権包括戦略が承認された(2003)。G8のサミットでも毎年知的財産権海賊行為および模倣行為に関する問題を指摘してきている。G8 グレンイーグルズ・サミットで「模倣

品・海賊版拡散防止条約」を提言(2005)しその実現を目指してきている。同時に日中韓首脳会合での合意(2004)日中での税関相互支援協定の締結(2006)などを通じて直接的な働きかけを行なう一方、欧米との連携を図っている⁽⁵²⁾。同時にアジア諸国の知財関係者を日本に招いて知財教育・啓発の機会を作り知財に対する意識を改革する活動も行なっている。

政府の行動計画として「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」(2004)を決定し内外における活動を展開している。官民一体となった取り組みは民間で組織した「国際知的財産保護フォーラム」(2002)と共に中国へミッションの派遣・日中の政府高官レベルでの交渉などを進めてきている。

これまでの模倣品は製品のデッドコピーとブランドの盗用が多く商標権侵害、意匠権侵害の問題であったが、最近では技術の模倣・盗用にシフトしてきており、特許権侵害が問題となるケースが増加してきている。このため、日本企業としては模倣防止策として製品の機能部分のブラックボックス化や技術流出防止⁽⁵³⁾を図ると同時に重要な市場国での知財権による市場防衛をいかに図るかが大きな課題であり、その負担が大きくなってきている。

4-2 水際対策

知的財産侵害品の水際での取締りを強化するため関税率法などの関係法を改正し、特許権等の侵害物品を輸入差止申立制度の対象とし(2003)、輸出入者等の情報を当事者に通知する制度(2004)、権利者による見本検査制度(2004)、形態模倣品等を輸入禁制品に追加(2006)などの改革を行なった。税関における法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を迅速且つ的確に行なえるように学識経験者の専門員の委嘱制度(2006)や裁判所における仮処分手続の迅速処理(2006)など運用面での改善もなされている。

模倣品・海賊版対策は多数の政府機関が関与するものであり、この縦割り構造の中で比較的短期間に制度改正・環境整備・運用改善が進んできたのは、問題の重要性のみならず、知的財産戦略本部によって横断的な対策が進められたことが大きいといえる。

第5節 国際標準戦略

国際的な技術競争の中で製品や部品の互換性や技術の共通利用の観点から国際技術標準が大きな影響を持つようになってきた。国際標準がない限り国際市場で競争力を失う。従来の標準化活動は既存の主流技術

(デファクト標準)の追認から将来技術の標準化活動に変化してきた。このため、自社が推進している技術を標準規格に昇格させる(フォーラム標準)ことによってビジネスを有利に展開しようとする企業活動が急増している。国際機関を通じて策定された公的な基準(デジュール標準)も地域的な優位性によって左右されることが生じている。WTOのTBT協定により国際標準がある場合には加盟国はこれを基礎とするとされており、国際競争力強化の観点から国際標準の問題が国家レベルの政策目標になっている。この点については産業界での危機感が強く経団連は2004年に「戦略的に国際標準化の推進に関する提言」を出した。

これに対応するため知財推進計画2005は「国際標準」問題を模倣品・海賊版対策と並んで政策課題として取り上げ、その強化を目指した。これに対応して「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」(2004)がまとめられ、国際標準化支援センター(2005)が設置された。経済産業大臣と産業界トップによる「国際標準化官民会議」が開催され「国際標準化戦略目標」(2006)が決定され、知財戦略本部が「国際標準総合戦略」⁽⁵⁴⁾(2006)を打ち出した。

技術標準の形成の際に多くの特許権が含まれる場合にパテントプールを形成して標準技術の共用を可能とするパテントプールには独占禁止法上の問題が生じることも懸念され、公正取引委員会が「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005)が策定され、公表された。実際問題としてパテントプールに取り入れられるべき必須特許の鑑定が重要な課題であるが、これを公平に適切に行なえる公的専門機関として民間仲裁・調停機関である日本知的財産仲裁センターが関与することとなった(2006)。

国際標準問題で大きな課題は国際標準に日本企業の技術が採用されるように技術を確立するだけでなく国際標準機関で採用されることである。このために国際標準機関で多くの国の支持が必要であり、利害が一致するアジアの近隣諸国の協力とそれを推進する国際標準人材の育成が緊急の課題である。

第6節 知財人材育成

知財を活用するためには知的創造サイクルのあらゆる分野で知財を取り扱う人材が必要であり、わが国での知財人材が十分に育成されるように種々の施策が行なわれてきている。

知財の専門家の中心をなす弁理士法の改正が80年ぶりに行われ、これまで権利化業務が中心であった職務権限が知的創造サイクルの創造・保護・活用の分野に広げられた(2000)。その後、弁理士の大幅増員が求められ弁理士試験制度を改革し実施された。(2002)⁽⁵⁵⁾。特許権侵害訴訟に弁理士の知見を活用するため弁理士と共同で訴訟代理人となれる弁理士法改正が行なわれた(2004)⁽⁵⁶⁾。また、裁判外の紛争解決に弁理士を関与させるべく再度の弁理士法改正が行なわれた(2004)。

知財に強い弁護士の増員が期待され、全国に設置された68校の全ての法科大学院において、知的財産法関連の授業科目が開設され(2004)、知的財産法が新司法試験における新たな選択科目とされた(2005)。知的財産関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして弁護士知財ネットが発足した(2005)。

知財人材教育では知的財産専門職大学院が東京理科大学、大阪工業大学に設置され(2005)、大学や大学院での知財を授業科目とするところ増加している。

工業所有権情報・研修館は調査業務実施者研修(サッチャー研修)、弁護士・弁理士・企業の知的財産部員を対象として討論実務研修を行なっている(2004以降)。民間検定として「知的財産検定」が行なわれるようになった(2004)。

知財人材育成に国家的に取り組むため知財戦略本部の知財創造サイクル専門調査会は今後の10年間の方針を定めた「人材育成総合戦略」(2006)をまとめた。「総合戦略」では「知財専門人材」⁽⁵⁷⁾「知財創出マネジメント人材」⁽⁵⁸⁾「裾野人材」の3種類に分類して「知財専門人材」の倍増を目指している⁽⁵⁹⁾。

この総合戦略では求められる分野別の知財人材のロールモデルを作成し、その実現のための方策を提言した。さらに知財人材育成のために民間の研修機関の代表をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」(2006)を設置し連携強化を進めている。

発明協会は中小企業の知財人材として知的財産アドバイザー、知的財産ライセンス・コーディネータ、知的財産管理コンサルタントの育成研修を開始した(2006)。

第7節 まとめ

特許制度の改革は1997年以降急激に整備され、また、制度を運用するための環境整備や運用改善が進んできた。特に「発明の保護」に関する点ではそれ以前

の世界と様変わりしているといつてよい。「発明の保護」の強化のため制度が整理されて簡素化した部分もあるが、制度が緻密になった分、複雑になり、出願人・権利者等の制度利用者の利用の仕方次第でその成果が大きく左右されるようになってきた。他方、産業のグローバル化の進展に伴い国内的な発明の保護のみでは実効をあげることが困難になってきており、国内外の「発明の保護」を図るために、制度利用のコストが大きくなり制度利用者の負担が大きくなっている。この点で「発明の保護」の国際的な保護制度の統一に向けた一層の努力が不可欠である。

これまでの改革は「広く早く強く発明を保護する」観点で種々の制度の見直しや環境整備・運用改善が繰り返されてきた。しかし、「早い保護」「広い保護」についてはさらに改革が必要であろう。「早い保護」については審査促進のために審査の質が低下してはならず、そのうえで処理速度をあげるという二律背反のような課題でもあるが「安定した強い権利」の早い創出なしには制度の信頼を欠くことになる。「広い保護」については新しい技術の活用分野の出現に伴って、これを産業政策的に保護するかを絶えず検討することが必要であろう。

「発明の創造」「発明の活用」に関しては特許制度の枠組みでは「発明の保護」を通じて「発明の創造」「発明の活用」を促すだけであり、「発明の創造」「発明の活用」が活性化するかは、そのための人材を含めた資源と資源活用の環境整備が不可欠となる。この点で発明の創造の源としての大学等の知財環境の整備や地域・中小企業の知財環境の整備・人材育成に多くに施策が行なわれてきている。しかしながら、先に見たように、これらが実効をあげるまでには多くの時間を要するものであり、更なる継続的な支援とその改善を続ける必要がある。他方、産業のグローバル化は「国際標準」問題のような新たな「発明の活用」に関する課題が生じており、これは単に制度や制度環境を改善するだけでは対応できるものではなく、制度利用者自らの市場での展開や対応がその結果を左右するようになっている。すなわち、「発明の活用」を望むものが自ら有利な世界を構築することなしには「発明の活用」を望むことができない、ことが明らかになってきている。この点で制度利用者の市場における力量が「発明の活用」の成果を左右する時代となっていることに目を向けるべきであろう。

「模倣品」問題も多くの施策が行なわれてきた。

「模倣品」問題は知的財産の利益の流出・喪失の問題と捉えることができるが、むしろ、制度的には特許制度の実効力を左右する問題と捉えることが必要であろう。産業のグローバル化にあつて不可避免的に発展途上国での生産の水平分業化が進むなかで、特許による保護が担保されなければ先行投資して開発する先進国企業の事業は、模倣で先行投資しない模倣企業と間でのコスト競争のみとなり成り立たなくなる。これは先進企業としての日本企業にとっては生死にかかわる問題であり、これを解決するための課題であることに留意すべきである。

1990年代から1製品に多くの特許が必要とするような累積的な技術的な分野では互いに特許が牽制し合い製品化を阻害するのではないかという「特許の藪」「アンチコモنزの悲劇」⁽⁶⁰⁾が問題視されてきた。また、「国際標準」における「ホールドアップ」の問題、「パテントトロール」の問題などが指摘されてきた。これらは特許制度の活用の発展の過程で新たに指摘されてきた課題である。これらの課題は未だ整理されてはいないが、いずれも制度の問題というよりは市場における「発明の保護」のあり方に関するものであり、1997年当時には想定されなかった、今までの特許制度の枠組みを超える課題が生じてきており、新たな視点での改革・検討が望まれているといえる。

いずれにせよ、改革された特許制度・制度環境・運用を活用する人材の育成がこれらの改革の成果を左右することは言うまでもない。先に挙げたように、知的財産・特許を活用し、わが国産業の国際競争力を向上させるためには、それを市場に結び付け市場優位のポジションを獲得できる人材の育成がこれからの最大の課題である。

これまでの改革は知的創造サイクルを大きく早く回すための改革であったが、これらの改革はいずれも知的財産の創出・保護・活用のためにインフラ整備であり、今後はこの改革されたインフラの上で、いかに産業に結び付けて行くかがもうひとつの最大の課題である。

注

- (1) この知的財産制度の改革が単に制度改革にとどまらず、これを通じてわが国の産業競争力を強化するための産学官の全てのセクターが参加した活動となっており、その点で全国的なプロパテント運動である。
- (2) 年表に取上げた事項の選択基準は知財推進計画 2006

- においてそれまでの推進計画での成果として取り上げられたものを含み、これに匹敵する項目を独自に選択して作成した。
- (3) 改革の内容を比較せずに数のみを取り上げることに異論もあると思われるが歴年的な動向を概観する意味で価値があると考ええる。
- (4) 図6の「総合」の部分は政府の政策・政党の知財戦略への提言等をまとめた。
- (5) 図表中、特に1997年以降の改革を示すために1997年以降の項目には下線を施した。以下の改革における図表中の下線は同じ。
- (6) 審査登録制度の旧実用新案出願は1993年に77,101件であったが無審査の現実用新案制度の出願は1994年16,620件となり以後減少し、2004年に7,983件まで減少した。
- (7) これらの実用新案制度の改革には日本知的財産協会は不安定な権利が増加することを懸念して反対した。「実用新案制度」についての意見2003.10.31
- (8) 新実用新案制度のスタートした2005年の出願件数は11,386件と増えた。
- (9) 特許法第2条第1項「発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう」とされ、保護対象としての発明が「自然法則を利用する」ことが必須かについて議論がある。コンピュータソフトウェアはかつて自然法則を利用していないとして特許法上の「発明」ではないとされていたことがある。
- (10) 特許法第29条柱書の「産業上利用できる発明」には「人体」を必須とする発明は産業上利用性がないとされていた。
- (11) 「人間を手術、治療又は診断する方法」の改訂審査基準2003年8月7日以降適用：「医療機器の作動方法」の改訂審査基準2005年4月15日以降適用：「医療関連行為の特許の保護の在り方について」日本知的財産協会バイオテクノロジー第1小委員会・知財管理Vol.56,』11. 2006
- (12) 米国では一定の規模の小規模事業者について出願費用の一律的な軽減が図られているのに対して日本は実質的な経済的事情を条件とするため救済範囲が狭くなっている点で批判がある。
- (13) これらのインフラ整備には多くの費用を要するが、1990年に採用した特許特別会計がこの財政的資源を担保している。小泉前内閣の規制緩和の流れの中で「特許特別会計」の存廃が議論されたが、2003年以降の知財戦略の流れの中で維持されている。
- (14) 従来は審査基準の改訂は特許庁の行政的判断で行なわれてきたが、その影響の大きさに鑑み、近時は知財戦略本部の専門調査会や産業構造審議会の小委員会などで有識者による審議を経て改訂するようになってきた。2004年11月22日医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会報告書【「医療関連行為の特許保護の在り方について」】
- (15) 「医療関連行為の特許保護」の拡大については医師の医療行為を制限しないことと医療産業の国際的な保護とが対立している。このため「方法特許」は保護されるような技術が医療行為を制限するおそれがあるとして保護の対象として認められていない。
- (16) 「広い保護」に関しては法改正・審査基準のみならず裁判所による「権利解釈」も大きな影響を与える。この点については「強い保護」に関して後に触れる。
- (17) 「ボール・スプライン事件」平成6年（オ）第1083号1998年2月最高裁判決。
- (18) 「キルビー事件」平成10年（オ）第364号2000年4月11日最高裁判決。その後これを法制化する流れができて特許法に取り入れられた。（特許法第104条の3）
- (19) 「膵臓疾患治療薬事件」平成10年（受）第153号1999年4月16日最高裁判決。
- (20) 日本製薬工業会はリサーチツール特許を活用したい企業や個人が権利者の立場を尊重しながら双方に合理的な条件でその実施権を非独占でライセンスすることを提言している。「リサーチツール特許のライセンスに関するガイドライン（提言）」2006.1.16
この問題解決に裁定実施権の適用が議論されたが裁定実施権の適用は弊害が大きいとして反対意見が多く見送られた。欧州製薬団体連合会EFPIA：反対「日本における医薬品リサーチツール」2004.9.20 知財協：賛成「裁定実施権について」2004.9.14
- (21) 任期付審査官採用：（任期付審査官を2004年度、2005年度、2006年度にそれぞれ98名ずつ増員した。）
- (22) 「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」を制定し、先行技術調査機関を拡充する等の措置を講じた（2004年6月以降順次施行）。2005年3月に、従来技術調査についての登録調査機関として2機関が新規に登録された。特定登録調査機関の交付する従来技術の調査報告書を審査請求時に提示した場合には審査請求料が減額されるようになった。
- (23) 特許審査迅速化のため経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を設置した（2005年12月）。

- (24) しかし、審査の迅速化は審査の質の低下につながり、かえって無効な権利を生み出してしまい、その結果権利行使した権利者が不正競争防止法で罰せられるようになる危険を指摘する意見も出されている。土肥一史「無効な権利が増加する懸念と制度的対応の重要性」(日経 BPAwareness2005.10.24)
- (25) 第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続きで早期審査が受けられる。
- (26) このような2カ国間の審査協力は特許の各国独立の原則の下で各々で審査を行なう体制では有効なシステムであり、このシステムの活用を通じて各国における審査のレベルが調和してゆくことが将来の世界的な統一特許制度ができるまでの過渡的な形態として推進されるべきであろう。
- (27) 経団連「日米経済連携協定に関する経団連・BR 共同声明」2007.1.19。現状で日本がアジア諸国との間で進めている EPA の動きは次のとおりである。シンガポール EPA2002/11 発効・マレーシア EPA2006/7 発効・フィリピン EPA2006/9 署名・タイ 2007/4 署名・ブルネイ 2007/6 署名・インドネシア 2006/11 大筋合意・韓／インド／アセアン交渉中
- (28) 土肥一史「無効な権利が増加する懸念と制度的対応の重要性」(日経 BPAwareness2005.10.24) 参照
- (29) 「審判の現状と課題」特許庁審判部 2007 年 5 月
- (30) 知的財産事件における裁判所調査官の権限を拡大・明確化。2005 年 4 月時点で知的財産事件を担当する調査官は全国で 21 人(知的財産高等裁判所 11 人、東京地方裁判所 7 人、大阪地方裁判所 3 人)が任命されている。
- (31) 「知的財産高等裁判所設置法」に基づき、知的財産高等裁判所が発足した(2005 年 4 月)。知財高裁には大合議廷が設けられ重要案件については 5 名の裁判官によって判決がされ、より安定性の高い判例として事後の裁判の予測可能性を高める構造となった。
- (32) この懲罰的損害賠償については権利保護基盤の強化に関する専門調査会でも議論されたが法曹界からの反対で実現しなかった。
- (33) この重罰化について先の産業構造審議会で刑の上限を 5 年以下の懲役としたところを法改正の段階で 10 年以下にすることになり、日弁連は更なる重罰化は必要性がないとして反対の意見書を出した。「知的財産権侵害に関する懲役刑の上限引き上げに対する意見書」(2006.3.16) その弊害として①特許無効の可能性が高いこともあり懲役刑の確定後に権利が無効とされる可能性がある②重刑化は経済活動を萎縮されるなどの理由を上げた。
- (34) 民間紛争解決手続の業務を認証する制度の創設等を盛り込んだ「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR 法)」(2004 年 11 月 19 日成立)を制定した(2007 年 4 月施行)
- (35) 裁判外の紛争解決を目指して日本弁理士会と日本弁護士連合会とが設立した日本知財仲裁センターでは知財の仲裁・調停を取り扱っているが取り扱い件数が少ない。
- (36) 税関の特許権侵害品の取り締まりは 2003 年 4 月から開始。
- (37) 特定侵害訴訟における弁護士との共同受任が可能となったいわゆる付記弁理士制度については日本弁理士会の能力担保研修を終了した 986 名の弁理士のうち 970 名が 2004 年 10 月に実施された特定侵害訴訟代理試験を受験し、613 名が合格した。2005 年 4 月時点で約 1000 名以上の弁理士が付記登録を得ている。
- (38) 2002 年法改正：101 条 2 号・4 号「その発明による課題の解決に不可欠なもの」を特許権の存在及び特許発明の実施に用いられることを知りながら生産・譲渡する場合を間接侵害とする。
- (39) 国立大学が法人化したことを受け、各国立大学が産学連携の取組や大学の研究成果の運用等を独自の判断で行っていくため、機関帰属原則の採用をはじめとする各種のルールが整備されてきている。大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させる機関帰属原則が、国立大学等の 93% (94 校中 87 校)、公私立大学等の 25% (578 校中 145 校) (2004)。「TLO 協議会」が改組され「大学知財管理・技術移転協議会」が発足し大学知的財産本部の参加が可能になった。2005 年 3 月時点で、38 の TLO 及び 29 の大学知的財産本部が「大学知財管理・技術移転協議会」に参加している。
- (40) 「大学知的財産本部整備事業」として 34 機関が採択され、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として 9 機関が選定された。41 の承認 TLO と 6 の認定 TLO が設置された(2006 年 3 月末時点)。
- (41) 契約における秘密管理モデルが作成され、2004 年 4 月、「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が取りまとめられた。2005 年に「競争的資金の間接経費の執行にかかる共通指針」を改定し、特許関連経費への充当が可能なることを明確化した。
- (42) 1999 年内閣府に総理大臣を議長とする科学技術に関

- する政策を立案する諮問機関として設置。その下部組織として「知財専門調査会」が設けられている。
- (43) 2002年12月25日総合科学技術会議が「知的財産戦略について」を公表しその後の知財推進計画2003等へ反映された。
- (44) 両者の関係は内閣府が統括しているが実務的には総合科学技術会議のメンバーが知的財産戦略本部の有識者本部員を兼ねることで行なわれている。
- (45) 27都道府県が策定済み(2006)
- (46) 各都道府県に特許庁が民間の知財活動支援のために設置。特許流通アドバイザーや特許情報活用支援アドバイザーの相談を受け付けている。発明協会が各都道府県に発明相談所を、日本弁理士会が各支部に発明相談所を設けるなど同種の相談所が重複して活動している。
- (47) 特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「資力に乏しい法人」の要件のうち「設立5年以内」が「設立10年以内」に緩和。別の減免の類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、SBIR補助金等交付事業又は経営革新支援法の承認計画に関する研究開発事業に関連した出願を行う中小企業が追加。(2004) 小企業基盤技術高度化法：高度化ものづくり基盤技術を持つ中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ。(2006)
- (48) 米国では、親会社や子会社等関連企業も含めた従業員数が500人以下の国内外の中小企業、個人、非営利団体は、一律に料金が半額となる制度がある。当該制度の利用は約11万件である。なお、欧州特許庁については、企業規模に着目した料金減免制度はない。
- (49) 知的財産研究所紀要2005・p58-p63(原尻秀一)
- (50) 第三者対抗要件を備えている知的財産ライセンス契約について、破産法59条(管財人の解除権行使)の適用除外とする。2005年1月に新破産法が施行され、第三者対抗要件を備えている知的財産権のライセンス契約については、破産管財人の解除権が制限され、ライセンシーの立場が保護されることとなった。
- (51) 知的財産権を含めた財産権一般を受託可能財産とすること、グループ企業内での信託業や承認TLOによる信託業を原則自由とすること等を内容とする「信託業法案」が国会に提出され、知的財産権を受託可能財産とするとともに信託の担い手を拡大するため信託業法を改正した(2004年12月)。2004年12月に新信託業法が施行され、知的財産権を含めた財産権一般が受託可能財産となるとともに、信託業の担い手が金融機関のほか株式会社一般に拡大され、承認TLOやグループ企業内での信託に関する特例も設けられた。
- (52) 日・EU定期首脳協議において「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」が合意(2004)され両者の情報交換や共同での中国への働きかけを行なっている。
- (53) この対応として権利化を望まない出願が技術流出の源になっているとの懸念から先使用权の活用が推奨されている。さらに先使用权の拡大も議論されたが産業界からは賛同得られる改正が見送られた。日本知的財産協会「知的創造サイクルの戦略的展開に係る課題について」2005.11.16
- (54) 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化・国全体としての国際標準化活動を強化・国際標準人材の育成などを柱として国家的な取り組みとする。
- (55) 2006年3月末時点：弁理士試験の合格者数(2005年は711人)の増加により、弁理士の数が6,695人に増加した。
- (56) 特定侵害訴訟における弁護士との共同受任が可能となったいわゆる付記弁理士制度については、日本弁理士会による能力担保研修を修了した弁理士が、特定侵害訴訟代理試験を受験に合格して、2006年3月時点では1736名の弁理士が付記登録している。
- (57) 知的財産の保護活用に直接に携る人とされ、弁理士・弁護士・企業知財部員など。
- (58) 知的財産を創造する人材、知的財産を生かした経営を行なう人材など。
- (59) 日本の知財人材は約6万人であり(表1)、おおよそ弁理士事務所に3万人、企業に2万人、行政・司法・大学などに1万人がいる。これを今後10年間で12万人に倍増する。荒井寿光知財戦略本部事務局長「知財人材育成に向けた「総合戦略」策定へ(日経BP Awareness2005.6.16)
- (60) 「アンチコモنزの悲劇」(Heller. Michael & Eisenberg1998, Spiro. 2001 Lerner & Tirole 2004)

(原稿受領2007.12.4)